

新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保工区橋梁設計業務

現場説明事項

1. 一般事項

1) 入札に関する事項について

- (1) この業務の入札は、業務請負契約書案、指名通知書及び、この現場説明指示事項に記載する条件により、東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）に従って行うものとする。
- (2) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 業務請負契約書案について

第 4 条関係

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行愛知県一宮代理店（三菱UFJ 銀行一宮支店）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東海農政局新濃尾農地防災事業所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 荒川 秀雄」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に、契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「東海農政局取扱主任官 会計課課長補佐（主計）坂本 雅也」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時における損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 川中 正光」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

(ク) 請負代金額の変更により、契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により、国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が、契約保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として、債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 川中 正光」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容として業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により、国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が、保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 川中 正光」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
 - (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により、国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1) ウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1) の規程にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

2. 細部事項

1) 業務概要

特別仕様書に示すとおり

2) 業務仕様書

共通仕様書、特別仕様書

3) 契約に係る事項

別添に示すとおり。

4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ア) 本業務において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ) ア) により警察に通報を行なうとともに、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ウ) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問は、入札説明書の 8 に準じて取扱う。

別 紙

契 約 に 係 る 事 項

1. 特別仕様書第3章 3-1における設計作業に係る歩掛は、次のとおり考えている。

業務量	備考
69.6 人	技師 A 換算

2. 特別仕様書第5章 5-1における打合せに係る歩掛は、次のとおり考えている。

主任技師	技師 A	技師 B
1.0 人	2.5 人	1.5 人

3. 特別仕様書第6章 6-2に示す公開用成果品作成に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人を想定している。作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果品データ（PDF 形式）を基に、PDF ファイルの編集機能を用いてマスキング等の措置を行い、そのデータを電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）で1部提出するものとする。
なお、特別仕様書第6章 6-2に示す、公開すべきでない情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当するか否かをもって判断することを原則とするものである。

4. 特別仕様書第3章 3-4(3)に示す照査報告書の照査技術者自身による報告に必要な経費については、主任技師 0.5 人を想定している。

5. 本業務に係る設計業務費の積算における条件は、以下のとおりである。

(1) 積算基準

「設計業務の価格積算基準(平成5年3月25日付5構改D第157号構造改善局長通知)」を適用している。

なお、本業務に係る積算体系年月及び単価期適用年月は「令和6年6月」とする。

(2) 旅費・交通費（業務打合せ）

業務打合せに係る交通費は、ライトバン（名古屋市～一宮市、L＝20km）を考えている。

なお、積算基地は「名古屋市」を考えている。

(3) 旅費・交通費（現地調査）

業務打合せに係る交通費は、ライトバン（名古屋市～小牧市、L＝20km）を考えている。

なお、積算基地は「名古屋市」を考えている。

6. 本業務において、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的に、歩掛実態調査を行うため、調査の際には協力すること。なお、本調査による経費は計上しない。

7. 本業務において、ボーリング調査を変更追加する場合がある。